



議会だより

No.187
9月定例会
2013.11.25

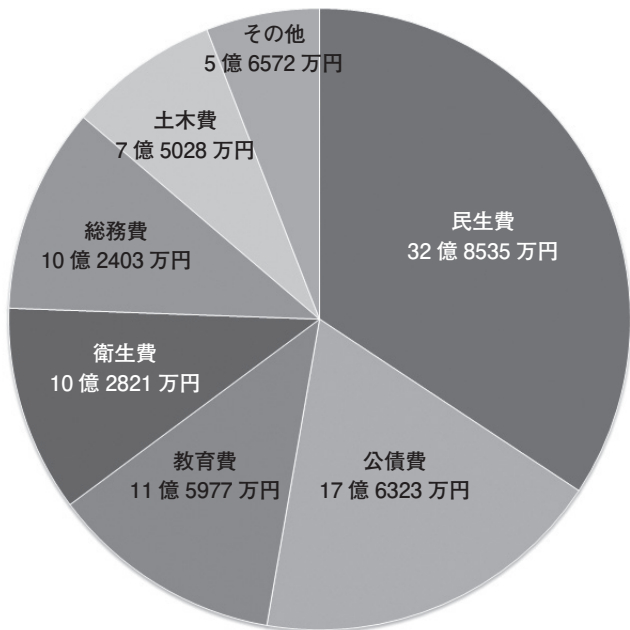
おもな内容 ● 議案等の審議結果 / 2ページ 一般質問 / 2～8ページ 陳情 / 8ページ

平成24年度
決算

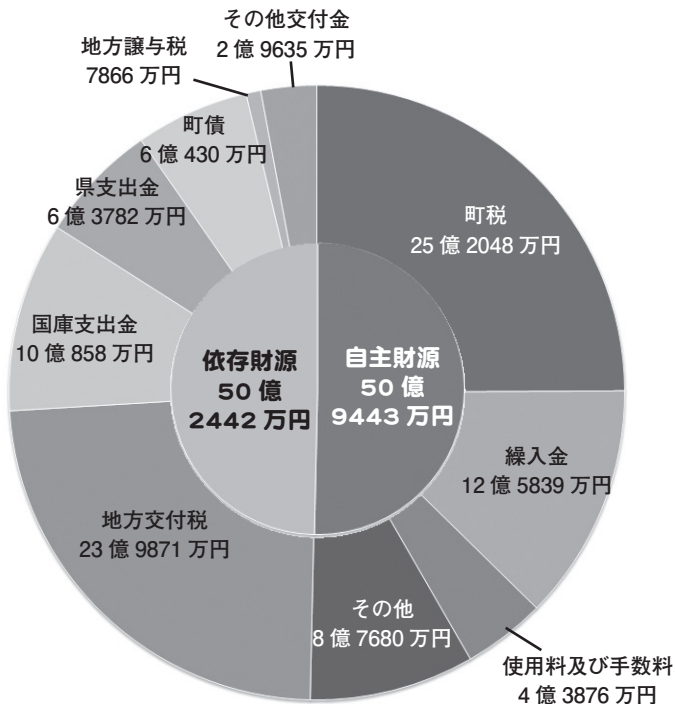
すべて認定！！

平成25年9月3日から9月19日までの17日間、平成25年9月定例会が開かれました。平成24年度の一般会計決算ほか4つの特別会計決算について審査され、すべて認定されました。

歳出 使ったお金
95億 7659万円



歳入 入ったお金
101億 1885万円



※ この表は一般会計の数値です。(特別会計は除く)



前年と比べて、借金は1億2363万円減りましたが、貯金も7億4691万円減りました。

議員紹介

10月20日に行われた水巻町議会議員補欠選挙で当選されました議員を紹介します。



住吉 浩徳
(すみよし ひろのり)

[51歳]

所属政党 無所属

住所 猪熊七丁目15番13号

各種条例の一部改正、補正予算などの議案が提案され、各所管委員会で慎重に審査された後、議決されました。

議案等の審議結果

○:賛成 ●:反対 議:議長 欠:欠席 退:退席 除:除斥 ※議長は採決に加わりません。

件名	議決月日	結果	議員名 (議席番号順)																
			1 船津 宰	2 廣瀬 猛	3 津田 敏文	5 井手 幸子	6 岡田 選子	7 松野 俊子	8 川本 茂子	9 志岐 義臣	10 柴田 正詔	11 出利 葉義孝	12 小田 和久	13 美浦 喜明	14 池田 稔臣	15 入江 弘	16 白石 雄二	17 吉武 文王	
平成 24年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について	9/19	賛成多数認定	議	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
平成 24年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9/19	賛成全員認定	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
平成 24年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9/19	賛成多数認定	議	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
平成 24年度水巻町地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9/19	賛成全員認定	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
平成 24年度水巻町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9/19	賛成全員認定	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水巻町下水道条例の一部改正について	9/19	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水巻町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部改正について	9/19	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水巻町税条例の一部改正について	9/19	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水巻町使用料等の督促及び滞納処分に関する条例等の一部改正について	9/19	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
平成 25年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	9/19	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
教育予算の拡充を求める意見書について	9/19	賛成多数可決	議	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
米軍ヘリ墜落事故の全容を徹底究明し、沖縄県内全米軍機運用の即時停止、オスプレイ機の全機即時撤去を求める意見書について	9/19	賛成少数否決	議	●	●	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
消費税増税の実施の中止を求める意見書について	9/19	賛成少数否決	議	●	●	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
大規模地震等災害対策の促進を求める意見書について	9/19	賛成多数可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書について	9/19	賛成多数可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	



般質問

新政会

出利 葉義孝
白石 雄二
吉武 文王



公共施設の安全対策について

議員

(1) 当町における全施設の安全点検を行っているのか、そして結果はどうなっているのか。

(2) その結果に対して改修をどう行うのか。

(3) 建て替えも含めて長期的にどう考えているのか、特に町営住宅を教えてください。

町長

(1) (2) (3) 学校施設については、今年6月に全小中学校の校舎、体育館、給食室、プールの安全、老朽化点検を実施し、学校施設改修計画をこの8月に作成したところであり、今後は優先度に応じて中期財政計画への反映や予算要望を行っていくことにしています。学校施設以外の庁舎、公民館などの公共建物については、今年度

末までにすべての施設を対象に安全、老朽化点検を実施する予定とされています。この点検により必要があれば優先度を判定したうえで、今後の財政計画などに反映していくことにしています。次に、町営住宅の安全対策については、高松、鯉口町営住宅については定期検査を3年ごとに実施しており、そのほかの町営住宅においても、役場の建築技師や住宅担当職員による外観等の定期点検を実施しており、その他地元自治会や住宅管理人などからの不具合箇所の報告などにより必要な補修を行っています。町営住宅の建て替え問題については、吉田団地の建て替えについては、管財課において、建て替えに伴う財政シミュレーションを作成しており、資料が出来次第、政策会議を開催し多くの職員との十分な議論を経た上で、今年度の中期財政計画の策定時までには一定の結論を得たいと考えています。

健康の町水巻町を目指して

議員 (1) 国保の優良加入者に対する表彰などの制度。

(2) 5年または10年の継続未受診者に対する減額制度。
以上についてお尋ねします。

町長

(1) 国民健康保険制度の健全化のためには、医療費を抑制することが必要ですが、そのためには、被保険者に対しての健康づくりや医療費の適正化に取り組まなければならないと認識しています。健全な事業運営が可能となつた場合には、税率等の直しを行うのが公平であり、制度の趣旨に沿つた本来の形であると考えており、継続未受診者に対する税の減額や優良表彰制度の復活については、現在のところ考えていません。



新緑会
美浦喜明
池田稔臣
入江弘

吉田ぼた山跡地隣接の霊園
開発問題について

議員 (1) 前町長が許可した書類以外に、近藤町長は、前町

長が造成協力願いを許可した書類

があると言われましたが、どこにあるのかお答えください。

(2) 不起訴になつたのも、近藤町長が被害届を出さないからです。早急に被害届を提出してください。

町長

(1) 2カ所以外に、もう一つ許可証があるということ

は申し上げていませんので、誤解の無いようお願いいたします。

(2) 今回の不起訴処分については被害届の有無による影響があつたのかはわかりませんが、顧問弁護士に相談して、実際に現地が切土、盛土されていることによる経済的な損失はない、との見解を得ていますので、被害届を出す必要がないと考えています。法的に被害を訴えるとなると、その行為によつて受けた経済的損失に対することになると思いますが、今回の場合、被害として訴えるだけのものでないと考えます。

境界について

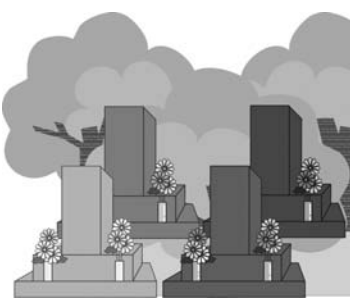
議員 霊園の境界について、近藤町長は、なぜ、約30平方

メートルの町有地が侵奪されても、被害届を出さないのでしょうか。また、双方の顧問弁護士で、境界を決めることですが、永久杭は警察の杭なのですか、また、約30平方メートル

の町有地はどうなりましたか。

町長

相手との境界の誤差約30平方メートルに関して、2月13日に現地にて立会の上、協議を行った結果、相手方とは、本町の主張する警察の杭を復元した境界で合意する方向で話がまとまり、5月27日に現地にて、相手方と復元した境界を確認し、現在、弁護士を通じて境界確定書の締結及び今後の対応を協議しているところです。



公明党
松野俊子
川本茂子
志岐義臣

改正動物愛護管理法9月施行について

議員 塀を飛び越えて、糞尿をしたり、建物の付近で子猫

を産み育てる猫をなかなか捕獲できないので、困っている方へ、町は防犯策をしていくのですか。地域で放棄された動物の保護を担う動物愛護推進員に対する町の支援はどのようにするのですか。

町長

国や県の方針に沿う方向性を確立し、飼育を放棄された猫や地域で繁殖する野良猫がこれ以上増えないようにすると共に、「殺処分ゼロ」を目標として動物愛護推進員との協力や各種団体との連携、野良猫への避妊手術助成事業の研究など、福岡県獣医師会や先進自治体の事例等を参考にしながら、県の保健福祉環境事務所と共に具体的な対応を検討していきたいと考えています。



女性・パートナー、子どもに対するDV被害をなくす為の町の施策について

議員

(1) 妊産婦・新生児訪問事業について、利用率等の現状はどのようになっていますか。また利用されなかったケースに対してどんなフォローがなされていますか。(2) 「赤ちゃん・幼児触れ合い事業」及び「いのちの教育」事業について、生徒の心の成長がわかるアンケートや作文を記録として残し関係者

が活用していくなどの取り組みがありますか。またこの事業に対して現場の先生方の声は学校教育課として、どう把握していますか。

(3) DV被害者の救済・支援について、①年に1回開催される福祉事務所主催の連絡協議会はどのようなようになっていますか。DV相談をうける人権擁護委員の方はメンバーに入っていますか。②行政として本町の被害者に対してどのような救済の施策をお持ちですか。

町長

(1)平成24年度は、訪問対象者231人の乳児の家庭に対して197件の訪問を実施し、実施率は85.3%となっています。未訪問となった34件の内訳は、転出4件、電話や手紙での対応6件、里帰り等で、まだ訪問ができな事例9件、4か月児健診でフォローした事例15件です。居住実態が把握できない家庭や理由なく行政の関与に否定的な家庭等については児童少年相談センターや児童相談所と連携をとって対応しています。

教育長

(2)水巻中学校及び水巻南中学校において、授業の中で、「命の大切さ」を主題とした講話や妊婦体験、育児体験及び保育所を訪問しての保育実習などを行っています。また、これらの事業実施後に

は、自分が感じたことやこれからの目標などを感想文にして提出させ、記録に残すことで、次の年に触れ合い体験を行う後輩たちの知識や興味などに繋がり、現場の先生方にとっても、体験事業における具体的な指導を行う場合の参考になるため、有効で大切な資料になると考えています。学校教育課としても、これらの事業は生徒の心の成長過程において、大変重要なものとして現場の先生方が取り組んでいると認識しています。

町長

(3)①昨年度は今年1月に開催され、会議では、福岡

県女性相談所から県内の相談状況、一時保護の状況等の報告、DV

事務所の女性相談員と一緒に相談を受けたりしています。その中で一時保護が必要な場合は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指示のもと、町外のシェルターに一時保護し、その後施設等その他の安全な場所に入所していただくようになります。



生活保護受給者の自立を目指す支援事業の取組みについて

議員

(1)本町の生活保護受給者の実態の数値及び小・中・高校生、大人の割合、他町の状況等はどうですか。

(2)支給財源の割合はどのような仕組みですか。また、本町負担はどうですか。

(3)①教育支援の施策取組みはどうですか。②福岡県児童家庭課が学習支援普及啓発に取り組み、福岡県の母子会に学習支援を委託していると聞いています。本町も、子どもの教育力アップを支援する考えはありませんか。

(4)就労支援について①働き盛りの30代から50代の自立に向かって町、県、支援企画の取組みはいかがですか。②大人の自立の第一歩はまずボランティア推進事業、この事業推進を図ってはどうですか。

(5)受給者の自動車使用についての許

可の緩和及び受給者の悩み相談窓口を設置してはいかがですか。
 (6)不正受給者の調査情報はどのような方法で行っていますか。一般の人たちに不信感を持たせない努力が必要かと思われまます。いかがですか。

町長

(1)平成25年8月31日時点での生活保護受給者数は、水巻町1503人、芦屋町584人、岡垣町645人、遠賀町295人となっております。本町での年齢層の割合については、小学生が約70人、中学生が約60人、高校生が約60人、それ以上が約1260人となっております。割合は、他町についても同じような状況とのことでした。

(2)生活保護費の負担割合は、生活保護法第75条第1項に定められており、国が4分の3、残りの4分の1を福岡県が負担しています。本町の財政面での負担はありません。

教育長

(3)①生活保護世帯を対象にどのような特別な対応はせず、全ての児童、生徒に対して、知徳体の調和ある人づくり、即ち生きる力の育成を目指しています。②その事業は、動き出したばかりの事業であり、調査研究が必要だと認識しています。

町長

(4)福岡県が平成24年4月から「北九州若者サポートステーション」を開設し、おおよ

ね15歳から39歳の若者で一定期間無職の状態にある方の職業的自立を支援しています。ここでは就職をする上での最低限必要なマナー習得や面接対策などのスキルアップ研修が行われています。また、清掃作業などのボランティア活動に定期的に参加し、労働の大切さや成功体験などを習得する支援も行い、実際の企業での就労体験も行っていると紹介されています。

(5)受給者の自動車の使用について、福祉事務所に確認したところ、許可を緩和する予定はありませんとのことでした。また、受給者からの相談については、住民課医療・保護係が窓口となり、新たに相談窓口を設置する予定はありません。

(6)本町の取り組みとしては、不正受給に関する情報提供があった場合には、調査権を持つ福祉事務所に情報提供しているところです。具体的な調査内容は、お金の流れを把握するため、金融機関への調査を行った、その疑いがより強まった場合には、勤務先などへの個別調査を行っているとのことでした。



吉田ぼた山隣接の町有地について

議員

(1)当町の境界で合意する方向で相手方と復元杭の

確認が済んだとのことでしたが、境界確定書の締結はできませんでした。経過の報告をしてください。
 (2)緑の自然林破壊について、あくまでも弁護士に相談されて、被害また損害なしと決断されるのですか。
 (3)町民の判断で決めていただくという区長会や女性団体の見学会の検討をされてはどうですか。
 (4)職員の処分が決定しましたが、最高責任者である町長の責任の取り方のお考えはありませんか。

町長

(1)現在、弁護士を通じて境界確定書の締結及び今後の対応について協議をしているところでありまます。

(2)顧問弁護士に相談して、実際に現地が切土、盛土されていることによる経済的な損失はない、との見解を得ていますので、被害届を出す必要がなかったものと考えています。

(3)現在、境界確定にむけ、相手方との協議中であり、適切な管理にむけ、粛々と事務を進めているところで、見学会の対応は考えていません。

(4)私に詳細な報告もなく、非常に不適切な事務処理であったと判断し職員への処分に至ったものです。この状況から検討した結果、自らの処分を科すという結論には至らず、この案件でお騒がせしたことを議

会及び住民の皆様にお詫びを申し上げた上で、今後このようなことが起きないように町有地の適正な管理を行っていくことが私の責任の取り方であると考えています。



吉田ぼた山跡地活用の進捗状況について

議員

「水巻町吉田ぼた山跡地活用検討委員会」で審議され平成25年3月に活用計画案について答申されましたが、その後どのように取り組んでこられたのかお尋ねします。

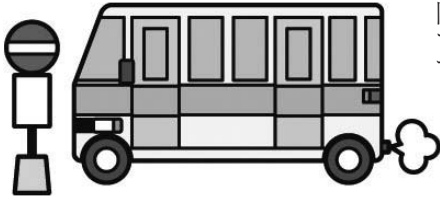
町長

関係課長による検討会議を開始したところです。今後検討会議を重ね、町としての具体的な方策案をまとめた上で、政策会議に諮る予定とされています。また、山部分の一部が中間市と土地活用に関する権利を2分の1ずつ共有していますので、中間市との協議も進めていき、できるだけ計画案に沿った内容で、水巻町にとって有益な結果をもたらすものとなるよう、努力していきます。

コミュニケーションバス導入の
進捗状況について

議員 「水巻町生活交通ネットワーク計画」によると、平成26年度より実施予定となっておりますが、現在の取り組み状況についてお尋ねします。

町長 コミュニティバスの運行を行った場合は、現在の福祉バスと南部循環線の運行費を上回る経費が必要となっているため、バス事業者に対し、本計画に基づき実際にコミュニティバスを運営した場合、運行経費がどのくらいかかるのか、具体的な試算を依頼しているところです。また、事業開始にあたっての留意点等について先進自治体に調査を行っております。コミュニティバスの運行は、町民の命を守る大切な事業ですので、現在、計画に沿って慎重に調査検討を進めている段階です。



日本共産党
井手幸子
岡田選子
小田和久

消費増税に伴う町財政の
影響について

議員 消費増税が、町の財政に与える影響についてお尋ねします。

町長 一般会計歳入では地方消費税交付金が、消費税8%で1億6千500万円、10%で2億8千300万円増加が見込まれます。普通交付税については前年度並みか若干減額となる見込みです。歳出では、物件費や維持補修費、普通建設事業費など、消費税が8%になりますと約6千万円の増、10%では約1億円の増加が見込まれますが、歳入歳出差引で、消費税が8%で、1億500万円、10%では1億8千300万円の財源が増えることとなります。そのほか公共下水道特別会計については、投資的経費の増加で、財源の不足が生じる見込みとなっております。



後期高齢者医療制度について

議員 (1)後期高齢者医療制度と現在、国が審議中の社会保険削減の動向に対する町長の見解をお尋ねします。
(2)1人当たりの平均保険料、保険料未納者数、短期被保険者数、差押え人数は何人ですか。
(3)保険料における低所得者のための対策をとるべきだと考えますがいかがですか。

町長 (1)制度開始から5年が経過しましたが、ある程度定着しているものと考えています。国の社会保障削減の動向については、十分な検討が必要であると考えています。
(2)1人当たりの平均保険料は月額5860円、未納者数は77人、短期被保険者数は28人となっております。また、差押えにつきましては、平成21年度に2件行いましたが、以降は行っておりません。

(3)低所得世帯者に対しては、均等割額の2割、5割、85割、9割の軽減と、所得割についても5割軽減が設けられており、年間保険料はかなり軽減されていますので、一定の対策は図られているものと考えています。

保育所の待機児童解消と育児休業時の受け入れについて

議員 (1)認定こども園など幼児保育の二元化について、町長はどのような認識をお持ちですか。
(2)認定こども園へ移行することで、保育所の待機児童が解消されると思われませんか。
(3)今年度より育児休業中の上の子どもは保育を中止されますが、要求に応じて保育する行政の姿勢が必要だと考えますが、いかがですか。

町長 (1)就学前の「保育に欠ける子」、「保育に欠けない子」の両者を対象とした教育・保育、保護者に対する子育て支援を一体的に提供するもので、十分に検討すべきものであると認識しています。
(2)平成27年度から施行予定の「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、ニーズ調査を実施することになっていきます。その結果を踏まえ今後十分に検証していきたいと考えています。

(3)育児休業中の方を優先してしまうと、実際に保育に欠ける状態の保護者がそれ以上の負担になると考えます。ただし現状においては、育児休業によりいったん退所された方達も、職場復帰時には全員保育所に再入所しています。

いじめ防止対策推進法施行への対応について

議員

(1)水巻町教育委員会は、今回の法施行にあたり、どのような対応をされますか。

(2)いじめのない学校づくりのためには、教職員がゆとりを持って教育活動にあたるように、35人以下学級の実現が緊急課題だと考えますが、いかがですか。

教育長

(1)国、県の「いじめ防止基本方針」が示された後、町及び各学校の基本方針を策定いたします。この法律においては、いじめを受けた児童生徒または、その保護者への支援や教育を受ける権利等への配慮のみが強調されていますが、いじめを行った児童生徒への指導や懲戒、その保護者への支援も必要ではないかと感じています。

(2)35人以下学級の実現は、財政的な負担が大きくなることから、文部科学省や県の動向及び少子化における人口動態等を考慮し、検討していきたいと考えています。

子ども医療費の通院無料化について

議員

小学校6年生までの通院無料化について、どのよ

うな検討が進められていますか。

町長

年間医療費見込額の算定、システム改修費用の調査等を行っているところです。今後は、医療費見込額やシステム改修費用等、必要となる経費を基に、財政面、また政策面から拡大実施について、その対象者の範囲、拡大実施時期、拡大方法等の詳細な検討を行い、最終的な町の方針を決定したいと考えています。



無会派
津田敏文

防災の日の水巻町の取組みについて

議員

(1)東日本大震災から2年以上経ったが、町民のいのちを護る災害対策や対応の説明を町民は早く望んでいます。どのように行っていますか。

(2)広報みずまきで防災の特集等をしていきますが、この様な配布物だけでなく、防災訓練や学習を継続して、繰り返しすることが大切ですが、どのように進めていますか。

(3)防災の日を含めた現在の防災週間で、水害、地震の防災普及のための訓練や学習等を区と連携する予定はあるのですか。

(4)独自の防災普及の取組みがあれば教えてください。

町長

(1)(2)(3)(4)「水巻町地域防災計画」の見直しを行い、見やすいダイジェスト版もあわせて町のホームページに公開しています。また、災害に対する訓練や防災啓発を行う自主防災組織の育成に特に力を注いでいるところで、現在2つの自治会で設立され、残り2つの自治会で設立の準備を行っている状況です。その他の地区にも、自主防災組織の必要性、活動内容や設立方法の説明会を、防災に関する出前講座と併せて行っています。また区が独自に行う避難訓練等に職員を派遣し、積極的に各地区に働きかけ、連携を図りながら地域防災力の向上に努めています。さらに、職員向けの実行性の高い各種マニュアルを作成することとし、より災害に対する対応力を高めていきたいと考えています。

水巻町小中学校給食の生ゴミの処理について

議員

(1)給食の生ゴミを燃やしているということ、小中学生にはどのような説明をしているのですか。

(2)自校方式、センター方式どちらの方が残食が少ないですか。

(3)小中学校では給食を残しているデータはあるのですか。

(4)給食を残さない取組みや指導はどのようにしていますか。

教育長

(1)給食の生ゴミの処理については、堆肥化することが望ましいと思いますが、リサイクルルートが確立されていないため、事業ゴミとして処理をしています。給食の生ゴミの処理方法については、小中学生には特に説明を行っていません。

(2)単純に比べられない部分がありますが、残

(5)生ゴミ処理機を設置して、ごみ減量や循環生活の仕組みを学ばせる考えはないのですか。

(6)地域での食材の係わりで、環境、農業、食物等の取組みの学習はどのように生徒にしていますか。

(7)循環生活の学習や環境を大切にす、人間作りの学習は何時間あるのですか。

ますが、自校方式の小中学校の方が、残

- 食が少ない傾向にあります。
- (3) 残食率として把握しています。小学校では、食育月間の6月、11月、2月にデータをとっています。中学校では、開始当初は、残食ゼロが続いていましたが、今年度に入り、少しずつ増えてきており、残食のデータを毎月とって献立を考える参考にしています。
- (4) 担当が給食を残さないようにつぎ分けたり、給食委員が残菜調査をして残さないように指導したりしています。保護者に向けても毎月給食だよりを発行し、家庭での食育に繋がるよう啓発を行っています。
- (5) 生ゴミを堆肥化したあとのリサイクルルートが確立されていないため、現時点での導入は難しいと考えています。しかし、生ゴミの減量を含めた循環型社会の形成を意識した教育については、環境教育の一環として強化していきたいと考えています。
- (6) 毎月1週間、地元の野菜や果物を使った献立があり、地産地消を心がけています。本年7月には、水巻でかんにくと水巻でかんにくと味噌を使った献立を実施いたしました。また、小学校では、学級菜園で学年ごとに様々な野菜を育てたりしてその一部を給食に使うこともあります。
- (7) 小学校では、ごみの減量化やりサイ

クル・ゴミの分別については、社会科学見学などの学習時間を確保しています。中学校では、廃品回収などの活動に率先して参加し、環境に関する取り組みを行っています。

水巻町有地問題での職員の懲戒処分について

議員

(1) 近藤町長が就任したあとも、霊園側は造成協力願以外以外の町有地を自分勝手に都合よく造成したことを問題にしているので、町長に報告が無かったから、職員が悪いでは終わりません。町長も責任を取るべきですが、お考えをお聞かせください。

(2) 当時の産業建設課長に議会の答弁を控えるよう町長が指示したのはどのようなお考えですか。また、私の質問が、当事者に深い傷を負わせるものなのですか。

(3) 町の最高責任者・町長が被害はありません。告訴もしませんでは事件になりませんので、不起訴の処分になったのですが、どのようにお考えですか。

(4) 職員には懲戒処分、自分はお詫びだけですが、自分自身の処分はないのですか。

町長

(1) 私への報告を一切行わなかった状況では、私の管

理責任を問われるものではないと考えており、今後、町有地の適正な管理及び組織の管理を行っていくことが私の責任であると考えています。

(2) 該当職員については、後任者に完全な引継ぎをしておらず、現職員の責任や義務を脅かし、議会での発言により混乱を招く恐れもあるという考えで指示しています。また、懲戒処分は、不名誉なことであると思われまので、何度も議会でも取り上げられることは、本人の立場を考えると本意ではないかと思いはかりです。

(3) 当時の町長はじめ副町長、執行部が指導、是正等の適切な町有地の管理を行っていただければ、このような状況に至ることは無かったと考えています。そのため、被害届を出し告訴をするという結論にまでは至らなかったということです。

(4) 私に報告すべき内容を隠した状況

各委員会等で審議した陳情

〔陳情〕

- 本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書

採択 (議会運営委員会)

会派表

(平成 25 年 10 月 21 日現在)

会派名	所属議員 (代表者は太字)		
日本共産党	小田和久	井手幸子	岡田選子
公明党	川本茂子	松野俊子	志岐義臣
新緑会	入江 弘	池田稔臣	
有信会	船津 宰	柴田正詔	
新政会	白石雄二	出利葉義孝	吉武文王
無会派	廣瀬 猛		
	津田敏文		
	住吉浩徳		

**もうすぐ12月定例会！
あなたも町議会を傍聴してみませんか**

傍聴をご希望の方は、ホームページの「議会の日程」または、開催月に役場庁舎1階表玄関ロビーに掲示している議会日程表をご確認ください。

から検討した結果、自らの処分を科すという結論には至らず、この案件でお騒がせしたことを議会及び住民の皆様にお詫びを申し上げた上で、町有地の適正な管理を行っていくことが私の責任であるという考えに至ったものです。